（日本工業規格Ａ列４）

様式第３号（第４面）

記載要領

1　一般労働者派遣事業の許可の申請をしようとする場合の記載方法

(1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。

(2) ２欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

2　一般労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請をしようとする場合の記載方法

(1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。

(2) ２欄には、許可の有効期間の更新を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

3　特定労働者派遣事業の届出をしようとする場合の記載方法

(1) 表題中「一般労働者派遣事業」の文字及び10欄の「特定労働者派遣事業」の文字を抹消すること。

(2) ２欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

(3) ４の③欄及び⑤欄並びに７欄の記載を要しない。

4　３の①欄については、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５条第１項の許可を受け、又は第16条第１項の届出書を提出して行つており、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される１日当たり平均数を記載すること。この場合において、「１日当たりの平均数」とは１日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の１人１日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

5　３の①の「常用雇用労働者以外の労働者」欄の（　）内には、登録制度を採用している場合に限り、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５条第１項の許可を受けて行つており、又は行おうとする一般労働者派遣事業に係る登録者であることが予定される者の１日当たりの平均数を合計欄に記載すること。この場合において、「登録制度」とは労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を、「登録者」とは当該制度を採用している場合における当該登録されている者（雇用されている者を含み、過去１年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。）のことをいうものであること。

6　３の②欄は、加入している雇用保険及び社会保険の文字を○で囲むこと。

7　４の②欄は、該当する文字を○で囲むこと。

8　４の③欄には、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者（派遣元責任者の職務代行者を含む。）の位置を記載すること。

9　４の⑤欄には、登録制度を採用している場合に限り、登録者に係る業務に従事する職員の数を記載すること。

10　５の(3)の①欄は、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の２第１項第１号に規定される業務に係る知識、技術等の開発、向上等を図ることを目的とする教育訓練の場合は、備考欄に○印を記載すること。

11　５の(3)の②欄は、「新規に採用した者」、「新規に登録した者」、「ワープロの操作業務を○年以上経験した、△△検定２級以上の者」等具体的に記載し、対象者が登録者である場合はその旨を記載すること。

（日本工業規格Ａ列４）

12　５の(3)の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

13　５の(3)の⑤欄は、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。

14　７欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。

15　８欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い５名記載すること。

16　11の①欄から④欄までには、事業開始後に予定している労働者派遣に関する平均的な１人１日（８時間として算定する。以下この16において同じ。）当たりの労働者派遣に関する料金の額、平均的な１人１日当たりの派遣労働者の賃金の額及び当該労働者派遣に関して事業主が負担する保険料の額（１人１日当たりの保険料の額として算定した額）をそれぞれ記載すること。

17　12の【雇用保険】の②欄及び③欄並びに【健康保険・厚生年金保険】の③欄及び④欄には、申請時点において雇用している者の人数をそれぞれ記載すること。

18　12の【雇用保険】の②欄及び【健康保険・厚生年金保険】の③欄には、派遣労働者以外の者も含めたすべての労働者の実数を記載すること。

19　12の【雇用保険】の④欄及び【健康保険・厚生年金保険】の⑤欄には、法定の適用除外事由に該当する者も含めた人数を記載すること。

20　12の【雇用保険】の⑤欄の「未加入の理由」欄には、雇用保険の適用基準を満たしていない場合にあっては、「雇用契約の期間が31日未満であり、契約期間終了後においても引き続き雇用が見込まれないため」、「１週間当たりの所定労働時間が20時間未満であるため」等具体的に記載すること。

21　12の【健康保険・厚生年金保険】の⑥欄の「健康保険・厚生年金保険の未加入の状況」欄は該当する文字を○で囲むこと。

22　12の【健康保険・厚生年金保険】の⑥欄の「未加入の理由」欄は、健康保険及び厚生年金保険の適用基準を満たしていない場合にあっては、「雇用契約の期間が２か月以内であり、契約期間終了後においても引き続き雇用が見込まれないため」、「１日（又は１週間）当たりの所定労働時間が当該事業所の正社員のおおむね４分の３未満であるため」等具体的に記載すること。

23　一般労働者派遣事業
特定労働者派遣事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の一般労働者派遣事業
特定労働者派遣事業計画書に記載すれば、他の一般労働者派遣事業
特定労働者派遣事業計画書の７欄、８欄及び10欄の記載は要しないこと。

24　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。